

社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会
『役員に対する報酬及び費用弁償規程』

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会の定款第21条に基づき、役員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、この規程の定めるところによる。

(役員等)

第2条 本規定でいう役員とは、理事、監事、評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員のうち会長及び監事には、報酬を別表のとおり支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が理事会、評議員会等への出席の他、役員が業務を行う為出張したときは、費用を弁償する。

(2) 費用弁償の場合は別表のとおりとする。

(出張命令)

第5条 役員の出張は、出張命令による他、会議招集権者の発する出頭通知によることができる。

(準用規定)

第6条 役員の費用弁償方法については、その都度支給するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(別 表)

(第3条関係)

(1) 会長

当法人会長の職務の報酬として、あいEYEワークセンター管理者に就くことを条件とする。その額は、月額3万～5万円を支給する。

(2) 監事

1年に1回開催する監査会については、監事に5,000円を支給する

(第4条第2項関係)

(1) 理事会及び評議員会

1回開催につき、1,000円を支給する。

ただし、交通費については、公共交通機関利用実費額を別途支給する。(障害者については、身障者割引とする。)

(2) 監査会

交通費については、公共交通機関利用実費額を別途支給する。(障害者については、身障者割引とする。)

(附 則)

(1) この規則は、平成 元年 4月 1日より施行する。

(2) この規定の変更は理事会の議決による。

(3) 改正 平成 5年 4月 1日同日より施行する。

(4) 改正 平成17年12月23日同日より施行する。

(5) 改正 平成19年 4月 1日同日より施行する。

(6) 改正 平成29年 6月 4日より施行する。

(7) 改正 令和 4年 4月10日より施行する。